

保護者様

日出学園中学・高等学校
校長 堤 雅 義

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の加入及び更新について

若葉の候、保護者の皆様にはますますご清祥のことと存じます。

日頃は本校の教育活動にご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校では安全な生活の確保について、教育活動全体を通じて指導しておりますが、休憩時間、体育、その他の場面における学校災害は皆無とは言えません。

そこで、本校では毎年、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」)の災害共済給付に加入しております。本年度も、加入及び更新の手続きの時期がきましたので、全員加入させていただくことをここにご案内申し上げます。

センターの災害共済給付は、日本スポーツ振興センター法に基づき*学校管理下において生徒が災害(負傷、疾病障害又は死亡)に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用し、担当者(養護教諭)が行います。その際、個人情報の取り扱いには十分留意いたします。

また、本年度の掛け金は下記(1)の通りですが、**保護者負担分は学習諸費から支出いたします**のでご了承ください。

※学校の管理下とは以下の場合を言います。

- ①授業中 ②学校の教育活動に基づく課外指導中(部活動、宿泊行事等) ③休憩時間及び学校が定めた特定時間中
④通常の経路及び方法による通学中 ⑤寄宿舍にあるとき 等

記

- (1)掛 金 義務教育 920円(年額) <設置者負担 460円、保護者負担 460円>
 高等学校 1840円(年額) <設置者負担 340円、保護者負担 1500円>
 ※免責の特約を付しているため、その共済掛金25円は上記の設置者分に追加されます。

(2)災害共済給付の申請から給付までの流れ

給付の申請は基本的に保護者の申し出により行います。申し込み可能期間は給付事由が生じた日から2年間となります。同一の災害の負傷、疾病について医療費支給は初診から最長10年間行なわれます(継続治療の条件あり)

①保護者は、学校(保健室)より「医療等の状況」や「調剤報酬明細書」などの必要書類を受け取り、受診した医療機関や調剤薬局へ持参し、診察点数等の証明を受けます。(生徒を通じて証明書を配布することも可能です)

②学校の担当者が災害発生状況を証明する「災害報告書」を作成し、その他の必要な書類をとりまとめ毎月10日までにセンターへ提出します。

④センター担当部署において審査の上、給付金が決定し設置者を通じて保護者へ給付されます。

尚、給付対象額の基準として、1つの負傷または疾病で初診から治癒までの医療費総額が5,000円以上(病院の窓口が3割支払いの場合で1,500円以上)のものに限られます。

(3)災害共済給付金の基準 ・医療保険並の療養に要する費用の4/10

(そのうち1/10の分は療養に伴って要した費用として加算される分)

以上が医療費の給付割合ですが、負傷、疾病の範囲が法律によって定められており、日本スポーツ振興センター東京支所で審査されますので全てこの限りではありません。(高額療養の場合も同様)

尚、他の法令(生活保護法)による医療費の給付を受けている生徒についてはこの医療給付はありません。

(4)災害給付の支払い

①医療費が給付されるまでは、申請から1~2ヶ月かかります。

②給付金は授業料をお振込みいただいている口座へ学園業務部より振り込ませていただきます。その際にかかります振込み手数料は、給付金より差し引かせていただきますのであらかじめご了承ください。

☆ 詳しい給付内容や給付基準、その他ご不明な点等がございましたら保健室までお問い合わせください。